

## 北海道科学大学短期大学部学位規程

(目的)

**第1条** 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び北海道科学大学短期大学部学則(以下「学則」という。)第18条第2項の規定に基づき、北海道科学大学短期大学部(以下「本学」という。)において授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位及び付記する専攻分野)

**第2条** 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は(自動車工学)とする。

2 学位の英文表記は、Associate Degree of Automotive Engineering とする。

(学位授与の要件)

**第3条** 短期大学士の学位は、学則第18条第1項の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

**第4条** 学長は、卒業を認定したときは、学位を授与し、学位記を交付する。

(学位の名称)

**第5条** 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「北海道科学大学短期大学部」と付記する。

(学位記の様式)

**第6条** 学位記に関する様式については、別記様式のとおりとする。

(学位の取消)

**第7条** 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(規程の改廃)

**第6条** この規程の改廃は、学生支援委員会の議を経て学長が決定する。

### 附 則

- 1 この規程は、平成18年3月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。

別記様式

自 第 号	年 月 日	本 学 所 定 の 課 程 を 修 め る に あ り ま す 。	本 学 所 定 の 課 程 を 修 め る に あ り ま す 。	本 学 所 定 の 課 程 を 修 め る に あ り ま す 。	年 氏 月 日 生 名	大 学 印	卒 業 証 書 ・ 学 位 記
						北 海 道 科 学 大 学 短 期 大 学 部 学 長 氏 名 印	